作成上の注意（正当な理由について）

・特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準（以下「判断基準」という。）に基づき判断します。

・記入にあたっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。

（記載例：４⑵ア(ｱ)など）

・「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。

・指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認めない場合があります。

・する書類については必要最小限のものとなっていますが、上記「判断基準」で求められている各要件のうち、今回提出対象外となっている資料についても、後日実地指導・監査等で提示を求める場合があります。

・複数の正当理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意願います。

以下の判断基準ごとに算定表以外に必要な書類を提出してください。

「判断基準」１

・千葉県介護サービス情報公表システム等における、サービスごとの事業者一覧を打ち出し印刷したもの。

→これにより、通常の事業実施地域において、５事業所未満（４事業所以下）であることを示してください。

「判断基準」２

・特に添付資料はありません。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください（実地指導等において提示を求める場合があります）。

「判断基準」３

・特に添付資料はありません。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください（実地指導等において提示を求める場合があります）。

「判断基準」４

**「判断基準」４⑴ア**

・ＩＳＯ認証を証明する文書の写し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必要です。）

**「判断基準」４⑴イ**

・福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内ものに限る。）の写し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。

**「判断基準」４⑴ウ**

・事業所評価加算を算定していることがわかる書類（通知書等）の写し。

・介護予防・日常生活支援総合事業の第１号通所事業の指定決定通知書の写し。

**「判断基準」４⑵ア(ｱ)**

・通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４⑵ア(ｲ)**

・夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４⑵ア(ｳ)**

・要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

・要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対象とした計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を確認できる資料を、後日個別に求める場合があります。

**「判断基準」４⑵イ**

・時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４⑵ウ(ｱ)**

・当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書（別添３）

・上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」（別添４）

・上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、後日個別に求める場合があります。

**「判断基準」４⑵ウ(ｲ)**

・支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書（別添５）

・ただし、平成１２年３月３１日以前からの利用者については、上記に換わるのものとして当時のケアプランの写し

・上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際の経緯の詳細等を、後日個別に聴取する場合があります。